

学校法人目白学園公益通報者保護規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）にもとづき、学校法人目白学園（以下「学園」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則における「公益通報」の定義は法第2条の定めるところによる。

ただし、同条第3項各号に定める通報対象事実に加え、学園諸規則等に違反する行為の事実についても公益通報の対象とする。

- 2 この規則において、「雇用学生等」とは、公益通報を行う者として法第2条第1項各号で定める者のうち、本学園が設置する大学院、大学又は短期大学の学籍を有する者をいう。
- 3 この規則において、「通報教職員等」とは、公益通報を行う者として法第2条第1項各号で定める者のうち、雇用学生等を除く全ての者をいう。
- 4 この規則において、「公益通報者」とは、公益通報を行った通報教職員等及び雇用学生等のことをいう。
- 5 この規則において、「公益通報対応業務」とは、公益通報を受け、当該公益通報に係る法令若しくは学園諸規則等に違反する行為（以下「法令等違反行為」という。）を調査し、その是正に必要な措置をとる業務をいう。
- 6 この規則において、「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう。
- 7 この規則において、「是正措置等」とは、是正措置及び再発防止措置をあわせたものをいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、学園の公益通報体制を整備し、継続的な評価・改善を行うことで、法令等違反行為の防止に努めなければならない。

(窓 口)

第4条 学園の公益通報の窓口は、学園監査室（以下、「監査室」という。）とする。

2 学園は、前項に定める窓口において、公益通報を受ける監査室及び第14条に定める調査委員会の構成員を、従事者として指定する。

3 前項の指定は、書面によるものとする。

(通報の方法)

第5条 公益通報の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は窓口における面談とし、原則として実名で行うものとする。

(不正を目的とする通報)

第6条 公益通報する者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

2 通報教職員等が前項の通報を行った場合には、就業規則に従って、懲戒処分を行うことができる。

(他の規則との関係)

第7条 学園におけるハラスメントに関する訴えは、「学校法人目白学園ハラスメント防止などに関する規則」により対応する。

2 学園における研究不正に関する告発は、「目白大学・目白大学短期大学部における研究費の運営・管理及び研究不正防止に関する規則」により対応する。

(公益通報者の保護)

第8条 学園は、公益通報者並びに相談及び調査への協力を行った者を、公益通報又は公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由として、解雇、降格、減給その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。ただし、公益通報者が虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行った場合には、この限りでない。

2 学園は、公益通報により損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することはできない。

(遵守事項)

第9条 従事者は、その職務の遂行に当って知り得た個人情報、事実及び公益通報者を特定させる情報を漏洩してはならない。

2 従事者は、その職を離れた場合であっても前項の規定を遵守しなければならない。

3 従事者は、自らが関係する通報事実の処理に関与してはならない。

(範囲外共有の防止)

第10条 従事者は、公益通報者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。また、公益通報者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を従事者以外に共有してはならない。

(公益通報者等の探索の禁止)

第11条 従事者は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどの真にやむを得ない場合を除き、窓口に通報した者又は相談した者や当該通報・相談に関する調査に協力した者を特定するための探索をしてはならない。

(公益通報への対応)

第12条 監査室は、公益通報を受けた場合には、当該公益通報者に対し、速やかに公益通報を受け付けた旨を通知し、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。また、理事長に対し、速やかにその内容を報告しなければならない。ただし、公益通報者が特定できない場合は、通報受付の通知を要しない。

(公益通報に対する措置)

第13条 監査室は、公益通報の受付後速やかに、当該公益通報の内容に関する調査の必要性の有無その他必要な措置について検討しなければならない。ただし、法令又は学園諸規則等への違反行為として公益通報された事実が存在しないことが明らかである場合には、この限りではない。

2 監査室は、当該公益通報に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を、通報を受け付けた日から20日以内に当該公益通報者に通知しなければならない。

(調査委員会)

第14条 監査室は、前条の調査が必要であると認めたときは、次の各号に掲げる通り調査委員会を（以下「委員会」という。）設置しなければならない。

(1) 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- イ 理事長の指名する理事2名
- ロ 理事長の指名する教職員2名
- ハ 監査室長
- ニ 総務部長
- ホ その他理事長が必要と認める者若干名

(2) 委員長は前号の理事の内から理事長が任命する。

2 理事が公益通報された事案の当事者である場合には、委員会は次に掲げる者をもって構成

する。

イ 理事会の指名する学園、被通報者及び通報者と直接の利害関係を有しない外部有識者
2名

ロ 理事会の指名する教職員2名

ハ 監査室長

ニ 総務部長

ホ その他理事会が必要と認める者若干名

(1) 委員長は2名の外部有識者の内から理事会が任命する。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公益通報された事案に当事者として関与している者又は関与していた者は、委員会の構成員とはしない。

4 委員会に関する事務は、監査室において処理する。

(調査の実施)

第15条 委員会は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な関係資料の提出及び事実の証明、報告及び説明を求めることができる。

2 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、円滑な調査が実施できるよう、前項の求めがあった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(報告)

第16条 委員会の調査進捗状況及び調査結果について、第14条第1項に規定する委員会は理事長に、第14条第2項に規定する委員会は理事会に適宜かつ速やかに報告しなければならない。

(是正措置等)

第17条 理事長は、法令等違反行為の存在が明らかになった場合には、速やかに是正措置等を講じなければならない。

2 委員会は、当該公益通報者に対し、調査結果及び是正措置の内容を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

(記録)

第18条 監査室は、窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、対応終了後10年間保管しなければならない。

(懲戒処分等)

第19条 学園は、調査の結果法令等違反の行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した教職員に対し、就業規則に従って、懲戒処分を行うことができる。

2 目白大学及び目白大学短期大学部は、調査の結果法令等違反の行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した学生に対し、目白大学学則、目白大学大学院学則又は目白大学短期大学部学則及び目白大学・目白大学短期大学部学生懲戒規程に基づき適切な処分を行う。

3 目白研心高等学校及び目白研心中学校は、調査の結果法令等違反の行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した生徒に対し、目白研心高等学校学則又は目白研心中学校学則に基づき適切な処分を行う。

4 この規則に違反する行為が明らかになった場合には、学園は、当該行為に関与した教職員に対し、就業規則に従って、懲戒処分を行うことができる。

(救済・回復措置等)

第20条 この規則に違反する行為が明らかになった場合には、学園は、当該行為による被害や事情等を考慮して適切な救済・回復措置等を講じなければならない。

(事後確認)

第21条 監査室は、是正措置等の実施が十分に機能していることを定期的に確認し、新たな是正措置等の必要があると認められたときは、理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その内容に応じて、新たな是正措置等を講ずる場合がある。

3 監査室は、公益通報の処理が終了した後、公益通報者に対して不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認し、必要と認めるときは、当該公益通報者を保護するための措置を講じなければならない。

4 公益通報者に対して不利益な取扱いが行われた場合、学園は当該行為に関与した教職員に対し、就業規則に従って、懲戒処分を行うことができる。

(周知・研修)

第22条 学園は、公益通報の仕組みや法令遵守の重要性等について、教職員及び学生・生徒に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

2 監査室は、個人情報等の保護に配慮した上で、窓口における運用実績について、教職員及び学生・生徒に対して周知するものとする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、公益通報者保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第24条 この規則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年9月19日から施行する。
- 1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
この規則は、2020年6月1日から施行する。
この規則は、2022年6月1日から施行する